

条例制定後の取り組みについて

1 事業の目的、概要

最近の雨の降り方や浸水被害の状況を踏まえると、河川対策・下水道対策だけでは被害を防ぐことは困難であり、流域対策、減災対策を含めた総合的な治水対策に取り組む必要がある。このため、県民総意で総合治水に取り組む枠組み等を明らかにする「総合治水条例(仮称)」を制定し、これに基づき、河川・下水道対策、流域対策、減災対策による総合的な治水対策を推進する。

2 内容

(1) 総合治水対策の内容

頻発する集中豪雨や局地的大雨等に対し、「河川・下水道対策」に加え、河川や水路への雨水流出を抑制する「流域対策」、浸水時の被害を軽減する「減災対策」を組み合わせた「総合治水対策」を県、市町、県民、事業者の連携のもと推進する。

「総合治水対策」	主な方策
河川・下水道対策 『ながす』	・河川の整備・維持(河道拡幅、堤防補強、ダム整備等) ・下水道(雨水)の整備・維持(雨水管、雨水排水ポンプの整備等)
流域対策 『ためる』	・開発に伴う調整池の設置・保全 ・雨水貯留浸透設備の設置・活用(学校、公園、住宅、水田、ため池等) ・森林整備による保水力の維持、向上(「災害に強い森づくり事業」の推進)等
減災対策 『そなえる』	・ハザードマップの作成・更新 ・防災知識の普及啓発(ハザードマップの周知、出前講座の開催等) ・施設の耐水化(電気機械設備の高所設置、遮水壁の設置等)等

(2) 総合治水推進計画の策定

総合治水対策の実施にあたっては、条例に基づき、県内を10程度に分割した地域毎に県、市町、県民、事業者等で構成する「総合治水推進協議会」を設置し、「総合治水推進計画」を策定する。

総合治水推進計画に位置付けた取組(例：学校・公園等における貯留、避難所・防災拠点の耐水化等)は、実施を義務づける。

(3) 条例制定までのスケジュール

2月定例県議会に提案、4月施行予定

3 来年度以降の取組

(1) 平成24年度：3地域程度で総合治水推進協議会を設置して総合治水推進計画を策定

その他の地域でも準備協議会を設置して課題等を共通認識

(2) 平成25～26年度：県下各地域で総合治水推進計画を策定

4 市町への依頼事項

(1) 総合治水推進協議会への参画

(2) 具体的取組の検討・実施(例：市町の公共施設への雨水貯留設備設置)

(3) 市町広報媒体による総合治水条例等の周知

<参考>

武庫川では、平成24年度に条例に基づく総合治水推進協議会を設置して総合治水推進計画を作成する予定